

## 目 次

- 組合会議員の失職について…………… 1
- 組合会議員の補欠選挙について…………… 1
- 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について…………… 2

## 公告第18号

## 組合会議員の失職について

本組合の組合議員であった次の者は、平成18年8月6日付けで白馬村長を退職したことに伴い、地方公務員等共済組合法第9条第6項の規定により、平成18年8月7日付けで組合会議員の職を失ったので公告する。

平成18年8月8日

長野県市町村職員共済組合

理事長 伊 藤 喜 平

氏 名	所 属 所 職 名	事 由
福 島 信 行	白 馬 村 長	平成18年8月6日退職

## 公告第19号

## 組合会議員の補欠選挙について

本組合の組合会議員に欠員が生じたので、長野県市町村職員共済組合定款第19条の規定により、補欠選挙を次のとおり執行する。

平成18年8月8日

長野県市町村職員共済組合

理事長 伊藤喜平

1 補欠選挙の日時 平成18年10月18日(水)

午前10時30分

2 場 所 長野市西長野加茂北143-8

長野県自治会館

3 補欠選挙を行う選挙区及び選挙すべき組合会議員の数

選挙区	議員の数
定款第9条第2項に規定する市町村長が選挙する議員の選挙区のうち 第2区	1人

公告第20号

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成18年8月8日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成18年8月8日

長野県市町村職員共済組合

理事長 伊藤喜平

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則(昭和37年公告第4号)の一部を次のように変更する。

第6条第1項中「組合員証」を「組合員被扶養者証」に、「遠隔地被扶養者証交付申請書」

を「高齢受給者証」に改め、同条第2項中「組合員証、遠隔地被扶養者証」を「組合員被扶養者証」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(組合員証の検認等)

第6条の2 組合は、必要に応じて、施行規程第97条(第100条第2項、第100条の2第3項、第106条の3第5項、第110条の5第5項、第110条の6第6項及び第184条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証について検認又は更新を行うものとする。この場合において、その実施については、別に定める。

第7条第2項中「法第57条第4項」を「法第57条第6項」に改め、「国立病院、公立病院その他」を削る。

第11条中「健康保険法」の次に「(大正11年法律第70号)」を加える。

第17条の4第1項中「法施行令」を「地方公務員等共済組合法施行令」に改める。

附則第2項中「定款附則第5項」を「定款附則第16項」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第5条関係)省略

附 則

この変更は、平成18年10月1日から施行する。